

注目のキーワード「BEPS」

「BEPS」はBase Erosion and Profit Shiftingの略で、直訳すると「課税ベースの浸食と利益移転」となります。BEPSプロジェクトは、元々はグローバル企業による過度な節税対策に対抗するためOECD（経済協力開発機構）で議論がスタートしたもので、2013年には行動計画、2015年にはその重点分野が公表されました。OECDは主要先進国を中心とした36か国で構成されていますが、BEPSプロジェクトは域外国含めて135か国を巻き込むことで、国際課税のグローバルスタンダード作りの場となっています。

しかしながら、既存のBEPS行動計画の範疇では対抗できない国際課税の問題が目立つようになってきました。これまでの国際課税原則では、企業の拠点（恒久的施設:Permanent Establishment、PE）の有無をもとに当該国での課税判断がなされていましたが、昨今では拠点を持たずしてデータなどの無形資産を用いてビジネスを展開することが容易になってきました。特に独占的な事業を展開する米国企業を念頭に消費地国からの不満が高まっています。既存のBEPS行動計画の中でもPE認定の恣意的な回避への対抗策は規定されていましたが、そもそも真にPEが存在しなければ課税することはできません。フランスなど独自のデジタル課税を検討する国も出てくるなかで、国際的な統ルール制定が急務となりました。OECDはG20の負託を受け、BEPSプロジェクトの枠組みのなかでこの国際的なルール策定に取り組むこととなりました。

OECDの事務局案では、「連結売上高7億5000万ユーロ（約900億円）超のB to C（消費者向け取引）企業を対象とし、利益のうち利益率10%を超えた部分の一定割合について、PEの有無に関わらず国別の売上高で課税権を按分する」としています。実現すれば「PEなくして課税なし」とする1920年代以来の国際課税原則の大転換点となりますが、税収や納税額の増減に直結する新ルールとなりますので、議論がまとまるまでには紆余曲折が予想されます。実際、2020年1月31日のOECD発表によれば、各国はOECD事務局案をベースに議論していくこと、また2020年末までの最終合意を目指すことで大筋合意したとされている一方で、米国は既存税制と新税制の選択を企業に委ねるべきとの立場を明らかにしています。多くの国は米国提案について事実上の骨抜きであるとして懸念を表明しています。

（政策調査部 部長 石附 賢実）

編集後記

新型コロナウイルスの感染拡大が止まらない。先月のこの欄でも取り上げたが、この1か月でここまで世界的に感染拡大が広がるのは驚きである。直近、世界的にはSARS、MERSの感染拡大があり日本では2009年の新型インフルエンザの感染拡大が記憶に新しいが、今回、改めて感染症の怖さを胸に刻んだ方々も多いはずだ。拡大防止に向けてできることをしっかりやっていきたい。

今回の感染拡大は中国の春節の時期を直撃していること、その後も人、モノの移動に制限がかかっていることから生産、消費といった経済活動には大きな影響が出ているはずだ。しかし、経済を映す鏡である各マーケットは中国経済には相当なダメージがあると認識しつつも、パンデミックは回避できる、ダメージは十分コントロール可能、よって昨年来の経済回復トレンドが腰折れることはないだろうという空気が支配的だった。また感染症拡大はあくまでも一時的なもの、一時的な災害等で経済トレンドは変わらない、変わったこともないという事実もそうした見方を強力に支えていた。要は楽観論に支配されていたということだ。

それが多くの国で市中感染の拡大を疑わせる事例の頻発、アメリカでの感染拡大、CDCの注意喚起で不安が一気に表面化、株価急落となった。ここで思い出してほしい。「大相場は絶望と悲観の中で生まれ懐疑と共に育ち楽観の中で天井を付け幸福感と共に消えていく」、楽観論が崩れた後には悲観論が幅をきかせてくるということ。今後は総悲観に注意ということだ。

（H.S）